

神戸市個人情報保護審議会 制度審議部会運営要綱（案）

平成26年9月1日

神戸市個人情報保護審議会会長決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、神戸市個人情報保護審議会要綱（平成9年12月25日神戸市個人情報保護審議会会長決定）第5条に基づき、制度審議部会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（制度審議部会）

第2条 審議会に、制度審議部会を置く。

2 制度審議部会の委員は、審議会委員の中から会長が指名する。

3 制度審議部会に部会長を置き、制度審議部会の委員の互選によってこれを定める。

4 規則第2条第3項の規定については部会長に、第3条の規定については制度審議部会に、それぞれ準用する。

5 本条及び次条に定めるもののほか、制度審議部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が制度審議部会に諮って定める。

（制度審議部会の審議）

第3条 制度審議部会は、平成26年8月5日に神戸市長から諮問された「番号法制定等に伴う神戸市個人情報保護制度のあり方」に関する事項を調査審議する。

2 制度審議部会の会議は原則公開とする。

3 部会長は、審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。